

業務委託仕様書

1 業務名

いしかわ百万石マルシェ及び需要者と生産者の交流会等の開催支援業務

2 目的

首都圏の有名レストラン・ホテルのシェフ、百貨店や専門店のバイヤーなどの情報発信力の高い方及び旅行関係者やマスコミ関係者を対象に、石川県産農林水産物やその加工品の魅力について情報発信を行う機会を提供することにより、県産食材の首都圏等大都市での知名度・評価を高め、ブランド化を図り、需要を喚起する。

また、首都圏のシェフ等を招き、県内各地の生産地を巡り生産者と直接その産地や生産物の特徴などについて意見交換を行うことで生産物や産地に対する理解を深めてもらうとともに、生産者との県内の農林水産業者等に対する助言・指導や意見交換を行う研修会を開催することにより、首都圏からの来県者への対応のヒントを得て、今後の6次産業化に取り組む人材の育成・スキルアップを図る。

3 契約期間

契約締結日から平成30年3月15日まで

4 いしかわ百万石マルシェ及び需要者と生産者の交流会、石川県産品フェアの開催概要

(1) いしかわ百万石マルシェ

① 時期 8月頃と2月頃の2回(予定)

② 場所 東京都内

③ 内容

- ・情報発信が見込まれる需要者や各業界関係者等を招待
- ・料理人により県産食材を使った試食料理を作成し提供
- ・出展者のブースを設置し生産者や生産団体がその生産物を直接PR、商談
- ・交流会終了後、成約実績のある需要者に対する県産食材の継続的な情報提供

(2) 需要者と生産者の交流会

① 時期 7月頃と1月頃の2回(予定)

② 場所 石川県内

③ 内容

- ・首都圏の料理人など飲事情や食品流通事情に精通した方を招聘
- ・県内各地の生産者を訪問し、生産者と直接意見交換
- ・「石川食彩塾」と称し県内の農林水産業者や食品関連業者に対し講義、助言、意見交換等を行う

(3) 石川県産品フェア

① 時期 随時

② 場所 首都圏など

③ 内容

- ・首都圏のホテルやレストラン等需要者が行う石川県産フェアの開催支援により県産食材利用促進を図る

5 委託業務の内容

(1) いしかわ百万石マルシェの開催に係る企画・運営（2回程度）

① 内容

- 会場、料理人の選定、招待者の選定等を含めた企画立案
- 試食料理の内容、使用食材等に関する企画調整
- 案内状の発送等を含む招待者の取りまとめ
- 会場の設営・運営・進行管理等に関する事前調整と当日対応
- 出展者との連絡調整
- 出展者に対する事前説明会の開催
- アンケート実施等の商談促進支援および事後フォロー

② 留意点

- 交流会に招待する需要者は、上記目的を踏まえ、石川県産食材の生産ロットに適応し、かつ石川県産食材の活用に関心がある需要者となるよう、十分に検討すること。
- 交流会に出展する生産者との連絡調整、サンプル及び当日料理や展示に使用する食材の手配等は機構と協力して行う。
- その他準備から開催までの調整、運營業務について、公益財団法人いしかわ農業総合支援機構（以下「機構」と称す）と協議の上行うこと。

(2) 需要者と生産者の交流会の開催（2回程度）

① 内容

- 需要者の選定等を含めた企画立案
- 交通経路の決定、生産者・生産団体との打合せ等の事前準備
- 首都圏から現地までの意見交換会参加者の往復旅程への同行
- 研修会「石川食彩塾」の運営（2回/年）
- 生産者・生産団体が需要者に売り込みを行うための補助業務
- 交流会終了後、生産者・生産団体が需要者に売り込みを行うためのアドバイス・コーチング業務

② 留意点

- 招待する需要者は、石川県産食材を購入したい、今後の購入に関心がある需要者となるよう、十分に検討すること。
- 紹介する品目・産地の選定や、日程調整は機構と協力して行う。

(3) 石川県産品フェアの開催促進・支援業務（随時）

① 内容

- 首都圏のホテルやレストラン等需要者への石川県フェア開催の働きかけ
- フェアを開催する需要者と石川県内生産者との仲介
- フェア終了後の需要者へのアンケート調査等

② 留意点

- フェア開催を働きかける需要者は、石川県産食材の生産ロットに適応し、県産食材の活用に関心があり、今後も継続的な顧客となるよう、十分に検討すること。
- 紹介する品目や産地の選定等の情報提供は、機構と協力して行う。

6 費用負担

- (1) いしかわ百万石マルシェにおける会場借上料、会場設営費、司会者等への謝金及び旅費、試食料理考案・調理費、出展者以外の食材及びサンプルの費用は機構が負担する。
- (2) 研修会における講師への謝金及び旅費、会場借上料は機構が負担する。
- (3) その他、費用負担に関し疑義が生じた場合は協議の上決定する。

7 留意事項

- (1) 本委託業務の実施によって知り得た情報を外部へ漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、又は不明な点がある場合は、その都度協議すること。